

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 第3号 (監査委員事務局) 1

監査公表

4 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和4年3月11日

愛知県監査委員 前田 貢
 同 川上 明彦
 同 山内 和雄
 同 原 よしのぶ
 同 渡辺 昇

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【令和2年度包括外部監査】 (女性の活躍促進事業に関する財務事務の執行について)</p> <p>第1 監査の結果（総論） 【意見】プロジェクト事業について 女性の活躍促進と関連性が希薄と捉えられる事業については、「あいち女性の活躍促進プロジェクト」として、どういった視点で女性の活躍促進に繋がるかを明確にしておく必要がある。例えば、その事業に対して、プロジェクトとしての数値目標を設定したり、数値目標とまではしないまでも、翌事業年度に向けた事業の見直しを行う際に、結果について、女性の活躍促進という視点で有用と考えられる分析を行ったりすること等が考えられる。</p> <p>また、時代や社会の変化に伴い、効果的な施策も変わってくる。特に、令和2年からは、新型コロナウイルス感染拡大により、リモートワークの普及など、働き方を取り巻く環境そのものが変化している。社会背景を考慮して、事業の取捨選択や強弱をつけることは非常に重要であり、時代の要請に応じた効果的な施策を検討されることが望まれる。</p> <p>【意見】事業の対象について</p>	<p>令和3年3月に開催した関係課で構成するプロジェクトチーム会議において、「あいち女性の活躍促進プロジェクト」に位置付けられる各事業の「女性の活躍促進の視点」を整理して明確化するとともに、事業の内容や必要性等について、実績や数値等を確認しながら、個別に検証を行った。また、数値目標の現況、取組の方向性、具体的な取組・施策等を「工程表」として取りまとめ、プロジェクトチーム全体で確認を行い、相互に共有するとともに、「あいち女性の活躍促進応援サイト」に掲載し、公表した。</p> <p>今後も、社会情勢等を勘案し、効果的な新規事業の立案や既存事業の見直し等を実施していく。</p>

ア 女性活躍へのアプローチ手法や必要としている支援は、企業規模によって異なると考えられることから、取組の遅れている小規模の企業にターゲットを絞った取組を行う時期にさしかかっているものとする。企業数は大企業より、小規模企業が圧倒的に多いため、小規模企業における女性活躍モデルを確立することにより、裾野を広げ、これまで以上に女性活躍を推進していけるものとする。

イ 女性の活躍促進のためには、組織内の男性の意識改革を促し、女性が活躍しやすい職場環境を創り出すことが必要であり、地方公共団体の男性職員や企業の男性管理職・人事担当者向けの事業だけでなく、より幅広い層を対象として、意識改革を促進するような事業にも取り組んでいく事が望ましい。

以上、ア、イで述べたように、県の更なる女性活躍促進のためには、どのような規模の企業に焦点を当てるべきか、またどのような層の意識改革を促進するべきかといった観点に立ち、各事業の内容と対象者を検討することが望ましい。

【意見】プロジェクトの数値目標について

ア 数値目標と策定時数値の不整合

「ファミリー・フレンドリー企業の登録数」の項目にみられるとおり、令和2年度の目標は年間新規登録60企業で設定しているが、数値目標の当初策定時はすでに年間新規登録94企業の実況であり、また令和元年度には年間新規登録187企業と当初設定した数値目標の3倍以上の登録状況となっている。

「あいち女性の活躍促進プロジェクト」の遂行状況を評価する上では、策定時の状況に整合した数値目標を設定すべきであるとする。

イ 数値目標の見直しの状況

「女性（25歳～44歳）の労働力率」、「ファミリー・フレンドリー企業の登録数」、「労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合」、「あいち子育て女性再就職サポートセンターの相談等件数」といった項目等は現況数値が既に数値目標を上回っているが、これらの数値目標は現況に合わせて見直しされていない状況である。

各項目の数値目標については、関連する他の計画の担当部署と協議の上、現況を踏まえ全体的に見直しを検討すべきである。

以上、ア、イに関して、「あいち女性の活躍促進プロジェクト」における数値目標は、当該プロジェクト独自で設定された数値目標ではないため、関連する他の計画において設定されている数値目標との整合性を保つことが必要であり、数値目標の見直しプロセスを画一的に実施することは難しい。

しかし、各事業が部局横断的に進める当該プロジェクトの1事業として位置づけられている以上、当該プロジェクトの適切かつ効果的な遂行に向け、各事業の効果を測定するため設定する数値

ア 令和3年度から、「女性の活躍促進サミット」における「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰において、労働者50人以下程度の企業を対象とした「奨励賞」を新設し、受賞者が取組事例の発表やパネルディスカッションを行うことにより、女性活躍に向けて取り組む小規模企業の裾野拡大を図った。

イ 令和2年度から、「女性の活躍促進サミット」について、参加者募集ポスターの駅構内の掲示やメディアの活用等により幅広い層に広く周知するとともに、オンラインを併用した開催により参加しやすい環境を整備し、社会全体の機運醸成を図った。

また、令和3年度から、女性の活躍促進コーディネーター派遣制度を周知するリーフレットにおいて、女性の活躍促進コーディネーターの活用例として、「男性社員の意識改革をどのように進めればいいのか相談したい場合」等と明記し、企業等の男性社員の意識改革に向けた取組を促した。

新規事業の立案時や既存事業の見直しの際には、事業の内容や対象者について検討し、効果的な事業の実施につなげていく。

ア 「あいち女性の活躍促進プロジェクト」の「ファミリー・フレンドリー企業の登録数」の数値目標は、個別計画において定めており、この個別計画である「あいち経済労働ビジョン2021-2025」の策定により数値目標が見直されたため、プロジェクトにおける数値目標を見直した。

イ 「女性の労働力率」、「ファミリー・フレンドリー企業の登録数」、「労働時間の短縮に向けた取組を実施している企業の割合」、「あいち子育て女性再就職サポートセンターの相談等件数（利用件数）」の数値目標は、個別計画において定めており、この個別計画である「あいち経済労働ビジョン2021-2025」の策定により数値目標が見直されたため、あいち女性の活躍促進プロジェクトにおける数値目標を見直した。

数値目標と現況数値については、プロジェクトチーム全体で情報共有し、数値目標を達成した場合は、関係課と協議し、個別計画及びプロジェクトの数値目標を適宜見直すよう調整していくこととした。

なお、新しい数値目標は、数値目標の現況、取組の方向性、具体的な取組・施策等について取りまとめている「工程表」において管理し、「あいち女性の活躍促進応援サイト」で公表していく。

目標と現況数値の状況は当該プロジェクト内で情報共有を行い、各課と協議の上適宜見直しを実施することが望ましい。

第2 監査の結果（各論）

1 女性の活躍推進のための行動計画策定支援事業

【意見】一般事業主行動計画の策定に関する取組について

法令改正に対応して、支援が必要と想定される中小企業のために実施した支援事業の情報が、全ての対象企業の目に触れるかどうかは定かではないため、この情報を活用して行動計画を策定できるのは、一定数の企業に留まると想定される。

また、新たに対象となる企業がどこまで法令改正を認知しており、対応を図っているかを正確に把握することは難しく、届出しない場合でも、特に罰則は設けられていないため、認知したとしても届出を行わない企業が出てくることも考えられる。

県としては、事業の規模や内容の見直しも含め、支援の方法に検討を要するものとする。また、県のみでの取組では限界があるため、県から市町村や女性の活躍プロモーションリーダーへの働きかけが非常に重要となる。

市町村及び企業にとって身近な存在であるプロモーションリーダーから、積極的に周知、支援を実行してもらえるようにすることで、法令改正の内容についての周知は早まり、対象企業も対応に着手すると考えられる。

法律上、県や市町村が対象企業に届出をさせる責務を負っているわけではないが、女性活躍推進法は企業に女性の活躍促進を促す上での基本となるものであるため、県、市町村、プロモーションリーダーが一体となって対象企業への周知・支援を実行できるような体制整備を期待したい。

2 女性の活躍促進サミットの開催事業、女性管理職養成セミナー等の開催事業、男性管理職向けワークショップの開催事業、「あいち女性輝きカンパニー」の認証

【意見】参加者の所属する企業の従業員規模の把握について

サミット及びセミナーについて、申込時に企業規模（従業員数）を記載してもらい、どのような従業員規模の企業に所属する方が参加しているかを把握することで、これまでの取組の効果測定や今後の取組の検討に活かすことができると想定される。

現状のサミット及び各セミナーの申込時に参加者が所属している企業の従業員数を把握することを検討することが望ましい。

【意見】あいち女性の活躍促進サミットでの基調講演について

基調講演については、参加者から、非常に好評を博している。このような有効なコンテンツをサミットの参加者だけの提供に留めておくのは非常にもったいない。事前に講師の許可を得た上で、イベントをオンラインで参加できるようにし、気軽に視聴できるような機会が提供されることには意義がある。また、講師の了解が得られることが前提であり、直ちに実行するのは難しいかもしれないが、例えば、一定期間の間、Web視聴できるようにしたり、サミット

令和2年度及び令和3年度に、中小企業に対する働きかけとして、改正女性活躍推進法を周知するセミナーを開催した。開催に当たり、市町村に周知を依頼し、広報誌やホームページに掲載等されたほか、プロモーションリーダー185社に対し、中小企業への周知を依頼した結果、多数の参加を得ることができた。

また、行動計画の届出を直接所管している国の愛知労働局と、行動計画の策定・届出状況に関する情報共有を行い、分担して、県内の全ての計画の届出がない企業に対する周知を行うこととし、県からは計画の届出がない「あいち女性輝きカンパニー認証企業」に対し、行動計画の策定状況を個別に確認し、計画を届け出るよう働きかけた。

令和3年度から、「あいち女性の活躍促進サミット」や改正女性活躍推進法周知のためのセミナー等において、参加申込書に50人以下、51人～100人、101人～300人、301人～1,000人、1,001人以上といった従業員規模に関する区分の欄を設けた。これにより、企業規模ごとの参加状況が把握できるため、今後の取組や事業を検討する際に活用していく。

「あいち女性の活躍促進サミット」については、令和3年度もオンラインを併用して開催し、多数の参加を得ることができた。

令和3年度に開催した改正女性活躍推進法を周知するセミナーについては、1週間のアーカイブ配信（見逃し配信）を行っており、今後も配信する条件が整った事業から実施していく。

とは別のイベントの開催時に放映したりする等、少しでも男女共同参画への意識付けの機会を提供できるような工夫を期待したい。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインでの参加も可能としている。これをきっかけとして、同感染症の流行に関係なく、オンライン参加を可能とすることを検討することが望ましい。

3 男性管理職向けワークショップ開催費

【意見】男性管理職向けワークショップの開催について

ワークショップ参加者のアンケート調査結果にもあるように、女性活躍推進には、女性の意識改革や活躍の機会の付与の他に、組織内の男性側の意識改革も必要である。しかし、男女共同参画のセミナーや学習等に参加する男性はまだ少なく、認知度も低いと思われる。

今後も管理職のみならず企業等で働く男性全体への積極的な働きかけが必要であり、例えば今回のような男性管理職向けワークショップであれば、オンラインで開催する等、講師との調整のうえで多忙な管理職でも参加できるような開催方法の見直しや工夫を行うことが望ましい。

4 中小企業総合支援事業費補助金（うち女性起業家支援事業）

【意見】セミナーの対象者について

男性の参加が、女性起業家及び起業を考えている女性のサポートを行う目的での参加である点を鑑みれば、事業の目的上セミナーの参加者を女性限定とする必要はないが、実施要領の目的に「女性起業家及び起業を考えている女性を支援する団体の担当者」等、実態に即した内容を追加することが望ましい。

【意見】担当課の連携について

現状、県においては女性起業家向けのセミナーを担当する課が複数あるが、セミナー内容や参加者情報等を含めた事業内容の共有や相互連携が必ずしも十分ではない状況にある。

この点、起業を支援するスタートアップ推進課と起業後の事業成長を支援する産業政策課との連携、併せてセミナーの実施者である（公財）あいち産業振興機構が実施する創業支援や各種経営支援との連携をより強固なものにすれば、起業から、その後の事業継続への橋渡しがうまくいき、女性起業家の成長に寄与できると考えられる。

今後も他課等との情報共有や施策の協働を行うことで、県全体として女性起業家の活躍を支援することが望ましい。

5 中小企業総合支援事業費補助金（うち創業コーディネーター支援事業、創業プラザ事業及び革新起業家創出事業）

【意見】事業の目的との整合性について

現実の受講者及び起業者の状況及び県で実施するスタートアップ支援事業の役割分担を勘案すれば、「革新的な起業家の創出を目指す」ことは、あいち創業道場の目的としては、実態に即しているとは言えない。したがって、当該「革新的な」という箇所について、当該事業の存在意義に照らして、再検討することが望ましい。

令和3年度は、全6講座のうち2講座をオンライン開催とし、令和2年度を上回る参加者数となり、今後もオンライン講座を継続していく。

女性の起業家及び起業を考えている女性のみならず、その支援者も対象となるよう、セミナーの実施要領の目的に「女性の起業家及び起業を考えている女性を支援する団体の担当者を対象に追加することができるものとする。」を追加した。

令和3年度に、起業を目指す女性の課題を解決するための支援として、産業政策課の事業による支援を受けた女性起業家が、（公財）あいち産業振興機構の女性起業家セミナーでパネリストとして登壇し、起業を考える女性に対し、女性起業家のロールモデルを学ぶ機会を提供するとともに、産業政策課等が実施する各種講座等の情報提供を行い、セミナー後、起業・事業継続につながるよう、各課が連携を行った。

今後も、スタートアップ推進課、産業政策課及び（公財）あいち産業振興機構が情報共有や施策の連携を行い、女性起業家の活躍を支援していく。

中小企業総合支援事業費補助金交付要綱及びあいち創業道場実施要領から「革新」及び「革新的な」の文言を削除し、県で実施するスタートアップ支援事業との役割分担を踏まえ、地域で着実な成長を目指す起業家を支援するという事業の意義に即した記載とした。

【意見】女性の起業者数について

あいち創業道場及び土曜集中講座は「あいち女性の活躍促進プロジェクト事業」に含まれているが、事業の目的を見るに、女性に特化しているものではない。また、受講者の創業割合が女性は男性の約半分に留まっている。

当該事業を必ずしも女性に特化せず、あらゆる場面での活躍機会を広げていくとの観点で女性の活躍に資するものとして実施するという趣旨は理解できる。しかし、令和元年度の受講者割合は男性の37.9%に対して女性が62.1%である一方で、創業者割合は逆転し、男性の54.5%に対して女性が27.8%となっており、女性の活躍に資するという結果を残しているとは言い難い。

この点について、受講者及び創業（起業）者の男女比、創業までの期間及び創業していない場合にはその原因の分析等を実施し、事業の効果測定などを実施することにより、今後の事業運営に活用し、結果的としても女性の創業割合の向上につなげることが望ましい。

6 男性の育児参加促進事業

【意見】「子育てハンドブックお父さんダイスキ」について

アプリケーションの配信は、冊子の配布の終了と一部重なる形で、その内容をスマートフォンでも確認できるようにとの趣旨で開始されたものであり、冊子として作成した情報をスマートフォンのアプリケーションで閲覧できるようにすることに一定の意義はあると考えられる。

当該事業が家庭や地域における男性の育児参加促進事業としての普及啓発活動であることを考えると、既に育児参加の意識を相応に有している男性に対する有用な情報の提供に加え、育児参加の意識が低い男性に対して育児参加促進を啓発する効果が得られることが重要と考える。

男性の育児参加促進を啓発するという観点から、育児参加の意識が低い層の男性に対して訴求するような施策を実施するとともに、育児参加の意識を相応に有している層の男性に対しては、有意義な情報提供が可能となるように、スマートフォンのアプリケーションの内容及び周知の方法を改善することが望ましい。

また、ダウンロード数については、現状では通算の数値のみ把握しているが、啓発活動という目的の達成とアプリケーションの改修や周知の方法の改善についての効果測定を実施する観点からも、一定の頻度で推移分析を行うことが望ましい。

7 保育士等キャリアアップ研修（子育て支援関係職員研修事業）

【意見】定員について

保育士等の専門性の向上を図り、キャリアアップの仕組みを構築するという事業の目的、今後処遇改善のための加算の要件になること、及び申込人数・修了者数が増加していること、並びに、申込人数に対する修了者数の割合が低下していることから、単に定員を量的に増加させるだけでなく、受講者が受講しやすいような方法で開催することにより、受講機会を拡大し、受講者数、最終的には修了者数の増加につなげ

令和3年度に、受講者へのアンケート調査を行い、女性の起業率が低い原因を分析し、女性起業家は生活関連サービス等での起業が多く収益に結びつきにくいことや女性起業家を応援する風土が根付いていないことが判明したため、専門家等の派遣のほか、起業を目指す同志等から助言等を得られる情報交換の場を提供し、受講後も継続的に支援を実施した。

令和2年度に「子育てハンドブックお父さんダイスキ」アプリケーションに、予防接種・病歴の記録機能を新たに付加する等、利便性・機能性の向上を図る改修を実施した。

また、令和3年度に育児参加の意識が低い男性層への啓発のため、一般家庭を対象とした大型イベントにおける啓発ブースの設置や大型ショッピングモールにおける周知活動を実施した。

広報体制の強化としては、令和3年度からメールマガジンを利用した「ファミリー・フレンドリー企業」登録企業への周知等を新たに実施した。

アプリケーションのダウンロード数については、毎月末に当該月の日ごとのダウンロード数を確認し、新聞掲載日やチラシ配布時期のダウンロード件数について推移分析を行うこととした。

受講機会の拡大を図るため、令和3年度から受講場所や受講日の制約を受けない、Eラーニングによる研修を実施し、修了者数の増加につなげた。

引き続き受講者アンケート等を実施し、受講しやすい研修を開催していく。

ることが望ましい。そのためには、効果的にアンケートなどの実態調査を行い、受講しやすい研修のあり方について把握されたい。

Eラーニングの導入など、予算をそれほど増額させずに受講機会を拡大し、かつ受講しやすい環境を整備することも可能であると考えられる。

8 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

【意見】助成の対象と就職割合について

当事業の助成の対象となった施設は33施設のうち2施設であり、かなり低い数値であると考えられる。要因としては、助成の要件に就職割合が全国平均を上回ること及び同施設の前年度就職割合と同率以上という数値目標があるものと思われる。

要件については、国が定めているものであり、当該事業の要件としては変更することは困難であると考えられる。しかし、助成対象となる施設が少なく、かつ、保育所等に就職した卒業生の割合も高くない現状及び新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図るといった事業の目的を考えるとこの状況を放置しておくことはできないと思われる。

したがって、補助金の交付額があまり高くない原因、特に就職割合があまり高くない保育士養成施設の原因について分析し、どのような施策が目的にとって有効であるかを明らかにすべきである。そのうえで、保育士養成施設が就職促進を積極的に行い、就職率が向上するような施策を実施することが望ましい。

9 人材の確保・育成事業（保育士・保育所支援センター）

【意見】登録保育士の現況把握について

質の高い保育を実現するためには保育士経験を持ち、経験豊富な人材を確保することが重要であり、また、これは同時に保育士不足の解消にも繋げることができる。県においては、現在行っている調査票での現況確認を着実に実施することが望ましい。

【意見】保育士・保育所支援センターの普及について

保育士の人材確保対策の推進を図るために設立されたセンターであるが、センターの存在自体が認知されていなければ意味をなさない。このため、センターの活動について、効果のある普及活動を行い、より多くの潜在保育士の雇用につながるよう努めることが望ましい。

10 働き方改革推進キャラバン事業

【指摘】アンケートの手法について

働き方改革の街頭啓発活動時にあわせて実施した県民の働き方改革の推進に対する認識についてのアンケートの回答について、西三河地区が1名だけというのは、明らかに少ない。

1か所あたりの回答数が極端に少ない場合には、別の日時を設定し、再度アンケート調査を行う必要がある。

また、アンケート回答の総数についても、令和元年度は平成30年と比較し、大幅に減少している。

令和2年度から、保育所等への就職率の向上を図るため、卒業生を対象として再就職の機運を醸成し就業意欲を高める取組を行った保育士養成施設に対し経費を補助する「保育士養成施設卒業生就業促進事業補助金」を実施した。

今後も、保育士養成施設や保育関係団体と意見交換を行い就職率の向上を図っていく。

現況確認調査については、令和3年度から、QRコードを活用した求職登録や希望者へのメールによる情報提供を実施した。

引き続き計画的に現況確認を行い、着実に保育人材を確保していく。

令和3年度から、保育士・保育所支援センター広報活動事業を実施し、集客力のある他団体フェアにおいて保育士の相談ブースの設置やセミナーの開催により、普及啓発を行った。

また、保育士登録簿を活用した現況確認調査の際に、センターの案内資料を送付し、センターの認知度向上を図った。

働き方改革推進キャラバン事業は令和2年度で終了したが、今後同様の街頭アンケート調査を実施する場合には、アンケートの回収方法や回答を得やすい場所を慎重に選定するとともに、回答数が極端に少ない場合には、別の日時を設定し再度アンケートを実施する等、アンケートの回収率の向上につなげていく。

働き方改革の推進は女性活躍のための基礎となるものである。本事業は令和2年度に終了することであるが、今後、同様の調査を実施する場合には、県民の働き方改革の推進に対する認識を十分に偏りなく拾い上げることのできる方法、アンケートの回答を得やすい場所での実施、回収率の向上などについて検討する必要がある。

11 子育て女性再就職支援事業

【意見】ワークショップへの参加人数について事業の効果的な実施のためには、ワークショップや就職説明会等を実施した際には、参加率やアンケートの結果を分析し、次回以降の参考とすることが望ましい。

また、実施方法として、自宅からも参加ができるようにオンラインでの開催等検討するなど、参加人数の増加が見込まれるように工夫することを検討されたい。

【令和元年度包括外部監査】

(高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果

1 低所得者利用者負担軽減助成事業

【意見】低所得者利用者負担軽減への協力促進について

低所得者利用者負担軽減という制度を利用者の方に認知してもらうと共に、介護支援専門員に対しても周知することにより、利用者が介護事業所を選定する際に当該情報が有効に活用され、協力している事業所が利用者から選択されやすくなることで、協力してもらえる事業所を増やすような取組が望まれる。

また、県の役割としては、市町村(特に積極的な取組を行っている市町村)の情報を各市町村と共有し、周りの状況を意識してもらうことで、市町村の取組強化を推進することが望ましい。

2 介護サービス第三者評価推進事業

【意見】指定調査機関の割当てについて

事業所の事務負担、調査負担に配慮したことによる結果ではあるが、調査機関の割当てに関しては、独立性阻害要因の排除、また評価の均質化のためにも、例外なく、連続して同じ組合せとならないように配慮することが望ましい。

なお、外部調査機関は9機関あり、いずれの調査機関においても、調査可能件数に対して実際の調査件数はかなり少なく、調査余力の観点からは障害はない。

3 介護保険事業指導

【意見】介護認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修の参加状況について

介護認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修に参加していない市町村が存在している。不参加の理由はそれぞれであるが、現任研修については、参加者がいないことは想定されず、各市町村に最新の情報や状況を浸透させるためにも、市町村に不参加の理由を聞いて、県側で研修の実施方法や内容等の検討材料にすることも有用である。

令和2年度のアンケート結果を分析し、「職場実習・見学会」の実施希望職種として、事務職やサービス、販売、技術職が多く挙げたことから、令和3年度は、これらの職種で「職場実習・見学会」を実施した。

また、令和3年度は、自宅から参加できるようにオンラインでの開催を実施した。今後も、参加人数の増加を目指した取組を実施していく。

令和元年度に、利用者に軽減事業の制度等を周知するため、Webサイトに事業内容を掲載するとともに、県内事業所における軽減事業の実施状況を把握するため、市町村に照会して事業所一覧表を作成した。

令和2年度に、利用者への周知として、事業所一覧表をWebサイトに掲載し他市町村における軽減事業の実施状況を把握できるようにするとともに、市町村に対して、利用者への周知を促す通知を发出了した。

また、介護支援専門員への周知として、居宅介護支援事業所への指導監督権限を持つ市町村に対して、令和3年3月開催の担当課長会議で当該情報の有効活用等の周知徹底を依頼するとともに、社会福祉法人に対して協力を促す通知を发出了した。

令和3年度調査の対象機関については、2年連続して同じ組合せにならないよう、割当てを行った。

今後も、調査機関の割当てに配慮していく。

市町村への聞き取りの結果、研修に参加できない主な要因は「業務の都合」であったため、令和3年度から、研修動画を制作し、一定期間配信するオンライン研修に切り替え、受講できる環境整備を行った。

今後も、オンラインを活用し、より多くの参加が得られるよう、アンケート等を通じて、研修内容の

特に平成30年度介護認定調査員研修の現任研修については、例年とは異なり、市町村職員を対象として実施しており、対象者を市町村職員と定めた趣旨からも強く参加が望まれたはずである。参加していない市町村に対してはサポートを厚くすることが望まれる。

【意見】介護給付適正化支援事業について

平成25年度から平成26年度までの申込保険者に対しての支援事業が一巡した中で、意識の高い保険者は支援を希望し、介護給付適正化システムを活用する一方で、人員が十分でない等の理由により、介護給付適正化システムの活用がまだそれほど進んでいない保険者は支援希望も行わず、活用の格差が拡大することが考えられる。したがって、介護給付適正化システムの活用の度合いにより、支援する保険者を選定する等し、実効性のある選定方法を実施することが望ましい。

4 地域医療支援事業

【意見】研修受講者からのアンケートについて

認知症サポート医養成研修、薬剤師の認知症対応力向上研修の委託実施者からの研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけているものの、研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査を実施していない。

アンケート調査を実施することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となるため、今後はアンケート調査を実施することが望ましい。

5 認知症介護者等養成研修事業

【意見】研修受講者からのアンケートについて

認知症初期集中支援チーム員研修の委託実施者からの研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけているものの、研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査を実施していない。

アンケート調査を実施することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となるため、今後はアンケート調査を実施することが望ましい。

6 社会福祉法人等の指導監査事業

【意見】指導監査に関する指摘事項の整理及び分析について

社会福祉法人等への指導監査において、不備のあった事項について文書指摘及び口頭指摘等の改善指導を行い、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図っているところである。しかし、指摘内容を詳細に整理した分析は行われていない。

指導監査の担当人員も限られる中、指導監査はより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

そのためには、過去の指導監査の指摘事項を、例えば類似の指摘事項の発生頻度や、指摘事項の重要性などについて体系的に整理・分析し、この分析結果を翌年度以降の指導監査の手續に反映し実施することが重要である。

より詳細な分析を可能にするため、指摘事項の整理方法について検討することが望ましい。

【平成30年度包括外部監査】

（観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事

改善に努めていく。

令和3年度の個別指導から、介護給付適正化実施状況調査において適正化システムの活用が進んでいないと回答した保険者から優先的に選定するよう選定方法を変更し、実効性のある選定・指導を実施した。

令和2年度から、全国研修である「認知症サポート医養成研修」について、研修を主催する国立長寿医療研究センターへの働きかけによりアンケートが実施された。

また、令和3年度から、県主催の「薬剤師の認知症対応力向上研修」について、アンケートを実施した。

なお、これらの研修受講者からのアンケートで、グループワークにおける時間配分等、研修の実施方法について要望があったため、研修に反映させ、改善を図った。

令和2年度から、全国研修である「認知症初期集中支援チーム員研修」について、研修を主催する国立長寿医療研究センターへの働きかけによりアンケートが実施された。

なお、この研修受講者からのアンケートで、グループワークにおける時間配分等、研修の実施方法について要望があったため、研修に反映させ、改善を図った。

「契約手続等の会計経理項目」、「理事会・評議員会の運営状況等の法人運営項目」等各指摘項目の分析を行い、指摘事項の軽重を基準とした指導方針を令和3年3月に定めた。

この指導方針に基づき各法人の監査周期を延長又は短縮することにより、重大な指摘事項がある法人に指導を重点化できるようになり、限られた監査人員で効果的な指導監査を実施した。

務の執行について)

第1 総合所見

【意見】県の観光振興のさらなる推進に向けて

平成32年度までの5年を期間とした「あいち観光戦略」の達成に向けて、「あいち観光戦略」に含むべき施設等の範囲が十分であるかについても常に検討しながら取組を継続し、次回の「あいち観光戦略」の見直しの際には、戦略の優先順位の明確化や、「観光県—あいち」として目指す姿の達成までの長期的なロードマップの作成等について、戦略的・網羅的・体系的に検討する必要がある。

第2 個別所見

1 観光資源の充実とブランド化の推進

【意見】愛知デスティネーションキャンペーンの評価・効果測定について

愛知県大型観光キャンペーン実施協議会は、デスティネーションキャンペーンに関連した旅行商品への申込数、WEBサイトへのアクセス数、参加者からのアンケート結果、対象エリアにおける乗降客数の増加などを把握し得るものと考えられるため、県としても、このような成果を積極的に把握、評価し、今後の観光振興施策に活かしていくことが望まれる。

2 戦略的な観光ひとづくり

【意見】あいち観光まちづくりゼミ参加者のゼミ終了後の状況の把握、支援について

あいち観光まちづくりゼミは観光人材の育成を目的としている事業であるが、ゼミ参加者のゼミ終了後の状況については特段フォローされていない。

しかし、当初の目的がどの程度達成されているかを評価する観点からは、ゼミ参加者がその後どのように観光分野で活躍しているかをフォローすることが望まれる。

また、県の観光振興に対する効果、及び人材育成効果をより高める観点から、活躍状況を把握するのみならず、その把握の過程で、状況に応じてゼミ参加者のその後の活動に対して県として実施可能なバックアップを行うことについても検討することが望まれる。

【平成28年度包括外部監査】

(県税の賦課徴収等に係る財務事務について)

第1 全体的事項

1 県税関連事務の民間委託

【意見】自動車取得税及び自動車税の申告受付事務の民間委託の検討について

自動車取得税及び自動車税の申告受付事務についても、軽自動車の自動車取得税の申告受付事務同様、民間委託を検討することが望まれる。

なお、この検討にあたっては、平成31年度に予定されている自動車取得税及び自動車税の抜本的な見直しに留意する必要があると考えられる。

【平成27年度包括外部監査】

(農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果—総括的事項—

1 管理事業別の資産マネジメントについて

令和2年12月に、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「あいち観光戦略2021-2023」を策定した。新しい戦略では、歴史・産業・自然・文化等に根差した幅広い資源(施設等も含む。)の魅力を磨き上げ、発信することとした。

また、戦略の柱建てを明確にするとともに、優先的に展開すべき施策を明示した。あわせて、令和12年頃までを見据えた長期的視点に立って「目指すべき姿」を達成するまでの数値目標や推進体制を明記した。

デスティネーションキャンペーンの実績を分析し、令和元年度から、県の観光地を巡る周遊バスを名古屋発着のみとすることや、旅行商品を造成・販売する旅行会社への助成について、ニーズを確認し、令和3年度から、レンタカープランを追加する等、事業展開に活かした。

令和3年度にあいち観光まちづくりゼミの参加者から、ゼミ修了後の観光分野での活躍状況や課題についてアンケート調査を実施し、必要に応じて県の支援メニューを提供し、フォローすることとした。

令和3年4月1日から名古屋東部県税事務所中川駐在室における自動車税(環境性能割・種別割)の申告受付業務を民間に委託した。

【意見】 管理事業別の資産マネジメントについて

施設の健全性確保のための仕組みの確立以前において主要な資産の更新時期が到来することが見込まれる施設については、各管理事業単位で、現場で管理している部署からの情報もあわせて各資産の老朽化の実態を反映した上で更新投資需要を推計するとともに、存続の必要性について全庁的な視点で検討することが適切と考える。そのうえで、存続が必要と判断された施設については、資産の長寿命化のため、老朽化の実態に応じた計画的な維持管理を行うことが望ましい。

施設総量の適正化等に取り組みながら、令和元年度までに、愛知県公共施設等総合管理計画に基づき、点検基準の整備等、施設の健全性確保のための仕組み作りを実施した。

また、令和2年度までに施設類型ごとに個別施設計画を策定した。

今後は、個別施設計画で示した対策内容や対策費用等を踏まえ、計画的な維持管理を行うとともに、長寿命化を行うことを基本に、施設総量の適正化や、総事業費の軽減・平準化に取り組んでいく。また、点検等により危険性が判明した場合は速やかに対策を講じていく。